

令和2年3月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年3月13日（金）午後2時
- 2 招集場所 大会議室
- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 高橋 明 子
二番委員 荒 明 美恵子
三番委員 大森 佳 彦
四番委員 遠 藤 一 幸
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 五十嵐 博 也
生涯学習課長 田 部 一
文化課長 植 村 泰 徳
中央公民館長 栗 城 由 紀
教育総務課長補佐 佐 藤 裕 市
学校教育課長補佐 佐 藤 茂 雄
生涯学習課長補佐 田 中 勲
生涯学習課長補佐 高 橋 淳
文化課長補佐 鈴 木 美智子
中央公民館長補佐 佐 藤 誠
- 5 閉 会 午後4時30分

教育長 開会時刻ですが、午後２時ということでよろしく願いいたします。

続いて、会期の決定ですが、会期につきましては本日１日としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期については本日１日といたします。

続いて、３番の書記の指名に移ります。書記については、教育総務課の課長補佐佐藤裕市さんをお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということですので、書記については教育総務課の課長補佐佐藤裕市さんをお願いいたします。よろしく願いします。

続いて、会議録の承認に移ります。お手元に１月教育委員会定例会の会議録が届いていると思うんですが、この内容等についてご意見もしくは変更等ありましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 特になしということですので、この１月の会議録についてはこのとおり承認することといたします。

続いて、５番の報告事項に移ります。初めに行事等の報告について、事務局から何かありましたらお願いします。

教育総務課長 それでは、行事等の報告をさせていただきますので、１ページをお開き願います。

前回２月の定例会の開催日の２月１３日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり５件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長 ただいま事務局より行事の報告について説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 特に異議がないということですので、このことについてはこの程度といたします。

（２）番に移ります。教育長の報告ということで４件ほどあり

ますが、初めに加除訂正等ありましたら。事務局のほう、どうですか。

教育総務課長
教育長

特に加除訂正ございませんので、よろしくお願いいたします。
それでは、最初に報告の第19号共催及び後援の承認についてを
取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第19号について説明させていただきますので、
2 ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、
2月の定例会以降、共催は承認案件がございませんでした。後援
のみ5件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に
属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報
告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会
でございます。

それぞれの内容につきましては各所管課から説明をさせてい
ただきます。

学校教育課長

それでは、3 ページをご覧ください。

後援から申し上げます。

3番、椿原正和氏による“今なら間に合う「全国学力・学習状
況調査」国語の記述式問題”指導法講座。開催日以降は記載のと
おりであります。この講座につきましては新型コロナウイルス
感染拡大防止のため延期となりました。延期日は7月12日日曜日
10時から、同じ会場ということになります。

以上でございます。

生涯学習課長

生涯学習課、2件でございます。

まず、後援の1、事業名、藤原ひろのぶ講演でございます。こ
れは世界の貧困状況について1人でも多くの方に知っていただ
くために、貧困問題の解決に必要なことや日本社会との結びつき
などを講演するというものでございます。

なお、講師の藤原氏でございますが、2009年にNGOグッドア
ースを設立いたしまして、ギニア、バングラディシュ、ネパール
などの発展途上国の貧困問題の解決のために、現地の実情を講演
会やインターネット発信などを行っている方でございます。

開催日、開場、記載のとおりでございますが、申請者、村上ま
すみさんでございます。この方、住所は京都でございますが、も
ともとは会津美里町の方でございます。東日本大震災のときに
京都市へ、当時小学4年生の息子さんと自主避難をされた方でご
ざいます。福島県から外に出たからこそ見えてくるものがあると

ということで、それらを生かして地域を活性化させていきたいということで、講師の方をお呼びして講演会などのイベントを企画しているものでございます。

なお、息子さんでございますが、会津に戻ってきまして、中学校を卒業し、現在は会津若松市の高校に通っているということでございました。

次に、後援の4番、事業名、コープあいづ創立60周年記念公演「玄朴と長英」でございますが、これはコープあいづの文化活動の一環といたしまして、市民の方々に観劇を通して歴史の知識を深めていただく機会を提供したいとするものでございます。

なお、劇の主人公の伊藤玄朴と高野長英ともに実在の人物で、シーボルトを師とする幕末の医師でございます。伊藤玄朴は幕末の奥医師として生きまして、高野長英は日本にきたイギリス船を幕府が砲撃することに対して反対して投獄された人物でございます。2人の相対する生きざまを通して歴史への理解と感動を与えたいと企画されたものでございます。

以上です。

文化課長

それでは、文化課分を申し上げます。

上から2つ目、ナンバー2、事業名、第28回塩川萌黄会、失礼しました、萌黄会展、展覧会の展が抜けておりました。申しわけありません。第28回塩川萌黄会展であります。この事業につきましては、この会の会員の皆様による美術作品等の成果の発表会という内容となっております。開催日以下につきましては記載のとおりであります。

3ページが一番下になります。ナンバー5、事業名、喜多方酒蔵オペラコンサート～さわかみオペラ芸術振興財団からはじまる、最高の音楽の旅へVol. 8～というものでありますが、この最高の音楽の旅シリーズにつきましては、喜多方と徳島で毎年開催されているオペラのコンサートであります。喜多方では昨年に引き続き3回目の開催となるものでありまして、本物のオペラを身近に楽しむことができるコンサートとなっているところであります。開催日以下につきましては記載のとおりであります。

以上です。

教育長

それでは、ただいま後援ですけれども5件説明がありました。この内容等について何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 なお、この最後にあったオペラ、実は私ちょっと聞かせてもらったことがあるんですが、やっぱり昭和蔵かな、酒蔵でやったんですが、結構オペラってすごいですね。びっくりしました。本当に。ああ、こうして、こんなにいいものなんだという。あともう一つびっくりしたのが、あの酒蔵が満室になるんですが、東京都とか、東京以外の関西のほうからも来ている人、追っかけの人が来ていて、すごいなと思いましたね。ぜひ機会があればお聞きになればいいのかなと思います。

それでは、報告の第20号に移ります。県費負担教職員の異動に係る内申についてということで、事務局より説明をお願いします。大丈夫ですか。報告の20号。

教育総務課長 それでは、報告第20号及び承認第2号につきましては、教職員の人事関係でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定で公開しないことができるという規定がございますので、教育長から委員の皆さまにお諮りいただいております。

教育長 そうですね。

いいですか。

教育長 今、事務局からあったように、これは人事案件等もかかわる部分がありますので、公開はしないということでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

【非公開】

教育長 では、報告第20号については以上のとおりといたします。

続いて、報告第21号令和2年度喜多方市公民館事業計画についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長 私からは、報告第21号令和2年度喜多方市公民館事業計画についてご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度喜多方市公民館事業計画について、下記のとおり承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

令和2年度喜多方市公民館事業計画については別冊でお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

この令和2年度公民館事業計画につきましては、去る2月4日

に開催いたしました公民館運営審議会への諮問、答申を経て作成し、教育長の承認をいただいたところでございます。

概要をご説明申し上げますと、15公民館では喜多方市教育振興基本計画生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策の推進に基づき、令和元年度事業の満足度調査、公民館運営審議会の意見等をもとに事業を計画いたしました。

事業計画では、各公民館で方針や努力目標を定め、人づくりの指針に基づく人づくりの指針推進事業、地域の歴史、文化、自然など地域の特色を生かした生涯学習推進特別事業、学校や地域の団体等と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などの事業を実施してまいります。

なお、実施する事業等に関する詳細につきましては、公民館事業計画書のとおりでございますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますが、ご説明申し上げます。

教育長

ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、このことにつきまして委員の皆様方からご意見、ご質問等あったら願いたいいたします。

荒明委員

ちょっとお聞きしたいことがあります。この公民館事業内容を一通り見せていただいたんですが、特に成人教育に関して期間とか回数に注目してみると、年間を通して回数が多く充実している地区もあれば、回数が年々減ってきているなと思うところがあります。特に地元の高郷とか隣町の山都では予算の関係で回数を減らすしかないというようなことで、参加している人たちがお金を出し合って回数をふやしているというようなことも耳にしているので、ちょっと気になったところなんですが、ここで質問ですが、この地区による事業内容の差というのはどこから来るものなのか。予算配当が地区の実績とかあるいは人口数に関係しているのかというところをお聞きしたいです。

以上です。

中央公民館長

この事業計画につきましては、それぞれの地区の職員の方々が基本方針等に基づき計画しているもので、決して予算とか人口規模で決まっているものでもございません。

予算につきましては、来年度事業につきましてはある程度の予算をまず中央公民館で吸い上げて予算化するという事なので、予算がどうこうという問題ではなくて、あくまで各地区で

つくっている事業計画をもとに実施しているところでございます。

また、各それぞれの公民館全てにおいて行政の予算だけではできない部分もありますので、当然会費を集めてやりながら行政の予算も使っているというのが現状でございます。

以上です。

荒明委員

では、確認なんですが、各地区とも公民館事業に対する予算配当は同じということなんですね。

中央公民館長

金額的に同じということではなくて、次の年の事業に基づいてある程度予算を計算しまして、うちのほうにこのぐらゐの予算をつけてくださいという要望があつて、それで予算化しているところでございます。予算は同額ではございません。

教育長

よろしいですか。要望があつて、それに伴う予算をという形ですね。いいですか。

荒明委員

わかりました。ありがとうございました。

教育長

ほかにございますのでしょうか。

高橋委員

公民館事業と、そのつくるときの計画する段階での生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について、どのような兼ね合いがあるかというのでちょっと疑問を持ちましたのでお尋ねしたいんですが、先ほどの館長さんのお話の中でもそれに基づいてというお話がありましたが、余り反映されていないのではないかなと感じました。具体的には、先月の臨時会でもちょっとお尋ねしたんですが、放課後子ども教室を例にとると、この見直しの中では、これは放課後子ども教室は公民館において類似の事業をしていることから公民館で実施している事業に融合して取り組みを行うという内容で書かれていて、そういうご説明があったんですが、実際放課後子ども教室を開催している地域の公民館時事業を見てみると、それが反映されているとはとても思えない状況です。具体的には、放課後子ども教室は第一小学校学区のわくわく児童クラブ、こちらは定員が50名で年14回開催されています。また、熱塩小学校のすぎのこ子ども教室と加納小学校のひめさゆり子ども教室は、どちらも年間30回開催されているものすごいボリュームで、しかも15年ほど続いている。十五、六年ですかね、続いているという、そういった事業だったんですが、これを融合させて公民館で取り組むというので、公民館事業を見ました。そもそも第一小学校学区がどこの地域の公民館が該当するか私にはわからないんですが、例えば中央公民館だったとす

ると、中央公民館は公民館事業の3ページですが、子供の事業は3個あるんですが、小学生の事業があるんですが、こちらはいずれも継続事業です。それから、熱塩加納公民館につきましては、こちらが38ページにありました。38ページのチャレンジキッズクラブという小学生対象の事業がありますが、今年度は25名だったところが定員が20名に減っていて、あと内容は同じ、年間5回の継続事業でした。

なお、取り組みの内容の中に書いてあった上三宮公民館で開催しているおやこわんぱく広場。11ページにありますが、おやこわんぱく広場と融合するというふうに書かれていたんですが、そもそもこれは上三宮公民館での未就学児から小学校3年生までと保護者の事業で、これも今年度から始まった新規事業で、全く同じ内容での継続で回数は2回と。

その3つの公民館の新しい事業計画を考えると、とても放課後子ども教室と融合しているとは思えないと感じます。それで、公民館が計画を立てるのはかなり早い段階で立てていくわけですけども、そのときに方向性として放課後児童クラブについての活動に配慮して、それを引き継ぐような取り組みにしてほしいというような、そういった話し合いというか、指導と言っているのかちょっとわからないんですが、そういったことというのは伝えているのかどうかお尋ねしたいと思いました。お願いします。

生涯学習課長

今回、放課後子ども教室の事業につきましては公民館に融合してというようなことで、中期的方針に示させていただいたところでございます。この中期的方針、最終的にまとまった時期というのが予算の編成以降ということで、十分に反映できなかったところはあるということは否めない状況でございます。

なお、放課後子ども教室のこの事業類似のものについて、公民館長さんのほうに来年度小学生を対象にした事業の検討をお願いしますということにつきましては、8月の会議、また11月の会議などでお伝えしておりますが、やはり最終的にその予算の関係とその中期的方針がまとまるという時期的なずれがありまして、十分に公民館事業には反映できていないところは否めないというところで、繰り返しになってしまいます。これも来年度、また再来年度に向けましてこの公民館事業の中で小学生を対象にした事業の充実を図っていければと考えてございます。

高橋委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

なお、もう一つあるんですが、放課後子ども教室は一つの例だ
と思うんですが、このように事業計画を立てるときに、市の基本
的な取り組みはこうだということについて、館長さんだけでなく、
やはり指導員の皆さんも、また地域の方もこういった理解が
必要だと思います。それで、例えば放課後子ども教室を例に挙げ
たんですが、公民館と融合するという、今回こういう方向性が出
ているので、放課後子ども教室のような、例えば15年もの間地域
の人と学校が連携していた事業をもし見直す必要があるんだっ
たら、例えば今回のように今年に入ってから担当者に「終了です」
と言って終わるというのではなく、もう少し続けていくにはどう
したらいいかという、是非そういう方法を考えて手放すべきだっ
たと私はすごく思います。例えばこのコーディネーターの方や支
援員の方々というのは学校と地域をずっと結んできた人たちで、
これに教育委員会もかかわって長い時間をかけて培ってきた、数
少ないと言ったらあれですが、そういった事業なので、形を変える
のはやぶさかではないけれども、そのやり方が、ちょっと言い
方が悪いですけどもお粗末としか考えられないんですね。この
方たちは、失礼かもしれないんですが、先生方以上に子供たちを
何年にもわたって見てきた人たちですし、「ここで終わりですか
ら、もうさようなら」と言うには、先月も申し上げましたが、と
てももったいない。このように15年もかけて人材と、それから地
域とをつなげていくというのは、これからの教育委員会と学校に
それができるのかというところちょっと先がわからないので、今いる
人たちというのを、人づくりと言っている喜多方市ですから、培
った人たちをばいっとしないというのを是非是非肝に銘じてい
ただきたい。丁寧に説明して、もし事業をやめるならやめるで説
明をきちんと丁寧にして、そのコーディネーターや支援員の方と
か公民館とか地域の人とも話し合っ、必要性があるのかないの
か、続けていくとしたらどのようなことができるのかというのを
ちゃんと考えてから、例えばですけども、あと1年必要だった
かなと。もう昨年度からそういった話をしていれば、1年間を
かけて新しい方向性をみんなで地域でつくっていったかもしれ
ないという大変残念な話なので、ちょっと残念です。でも、まだ
これからでももう一回仕切り直して何かできないかな、残念だな
と思っている人、恐らくコーディネーターの方たちや地域の方
たち、両方思っているのではないかと思うので、改めて地域で引き
継いでいくにはどうしたらいいのか考える場をつくっていただ

きたいと強く思います。

それと、この取り組みのポイントの中には、地域学校協働本部事業の取り組みについても検討すると、この子ども教室のところに書いてあるので、そういったところでの人材の生かし方もあるのかなとちょっと思っているのですが、そういう意味でも具体的に実践していくようにお願いしたいです。

この子ども教室だけでなくほかの事業についても、地域の人たちが何かやってきたことについて見直しが必要な場合は、是非丁寧なやり方、教育委員会が全てを仕切って段取りをしなくていいと思うんですね。地域の人たちと当事者たちで考えるのが必要だと思うので、先ほどの公民館事業の予算の件もありましたけれども、実費負担になるならなるで、地域の人たち、参加者が考えてこうしようというんだといいんですけれども、いきなりお金出せませんで終わってしまうというのでは、やはり信頼関係がそこで失われてしまうので、是非これからはもう少し丁寧にお願いしたいと思いました。

以上です。

生涯学習課長

ありがとうございます。

この放課後子ども教室の事業につきましては、令和元年度でその方向性をいきなり検討したものではなくて、実は数年前から検討してございまして、全小学校区のほうに拡大ができないかということで検討を進めてまいりました。しかし、これは先輩方の努力もあったと思うんですが、実際に拡大はできていなかったというのが現実で、平成30年度のこの方向性についてコーディネーターさん、そして放課後子ども教委室にかかわる指導員さんとも話し合いをさせていただいている中で、この継続ということについて話し合いをさせていただいてきているところはございます。そのような中で、実際いただいたご意見の中に「残念だ」という声もありますが、同時に、「いつまで続けられるか不安だったので、これが公民館事業に引き継がれるということで安心している面もある」というご意見もいただいているという状況でございます。結果として公民館事業に融合して継続実施するという、このような方向性を中期的方針のほうにまとめさせていただいて、その取り組みの方向にまとめていきますし、また地域学校協働本部、こちらのほうで同じく学校と連携をとりながら、新たに学校と地域の方々と児童生徒の育成について、またどのようなかわりを持ちながら実施できるかということを進めてまいります。

で、このことも含めて、公民館事業のその充実も含めてまた進めていきたいと考えてございます。

教育長

よろしいですか。

やっぱり先ほどご意見の中にもあったように、丁寧な話し合い、ある程度はしてきたわけですが、やっぱりもっと必要だったのかなという部分と、何よりも一応公民館事業との融合を図るということではあったので、来年度の計画にはあまり反映はできなかったんだけれども、やっぱりそういう趣旨の部分を今度公民館の事業の中で生かせるような形で進めていければなと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、令和2年度の喜多方市公民館事業計画についてはこの程度としたいと思います。

続いて、報告第22号新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について。ここについて事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、報告第22号について説明させていただきますので、済みません、当日配付になってしまいましたが、左側、報告第22号というA4の2枚つづりのものをご覧いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況につきましてでございますが、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり報告したいとするものでございます。

なお、この第2条第2項というものは、重要な案件について報告するという中身でございます。

まず、1番目ですが、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置ということで、市といたしまして1月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。2月28日には市民への感染予防と国内の感染拡大防止を図るために、新型コロナウイルス感染症がある程度終息するまでの間の基本方針を定めました。その方針の中で、市主催等のイベント、これは不特定多数の方が多く集まるイベント関係でございます。これの中止や延期、市立小中学校の臨時休業等を決定しております。

2番目としまして、イベント・会議等の中止や延期の状況ということで、これは教育委員会の部分について記載してございます。ナンバー1から次ページ、2ページの14番まで、こちらについて中止とさせていただいております。

なお、皆様に関連することとしまして、11番目の3月30日の教職員の離任式及び12番目の4月3日の教職員の対面式、こちらについても中止とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。15番目につきましては、新年度になりますが、小中学校の修学旅行・宿泊学習・遠足などにつきましては延期ということで、各学校のほうで対応していただいているところでございます。

なお、次、3番目ですが、その他の対応状況につきましては各課から報告させていただきます。

学校教育課長

では、その他の対応状況につきまして、まず学校教育課から報告申し上げます。

3月4日水曜日から小中学校の臨時休業に入りましたけれども、それに伴いまして、児童クラブの未登録児童等に対しまして、保護者の希望により3月4日から各小学校の空き教室を居場所として活用することとしております。4日から、少ない日で1人、毎日来ています。5つの小学校で受け入れしております。あと、1つの中学校ですね。5つの小学校、1つの中学校で受け入れしております、一番多い日で13名、きょうあたりは12名受け入れております。

なお、塩川地区の4つの児童クラブにおきまして、支援員の不足により子供たちへの対応が十分できず、近隣小学校の教員を派遣してほしいという要望があったため、子供課、それから該当の小学校と連携しながら対応しているところでございます。学校生活支援員が行っている学校、あるいは支援員の都合がつかなくて教員が行っている学校とありますが、1名学校から協力という形で児童クラブのほうに行っているところでございます。これはきのうからそういう体制をとっております。

学校教育課、以上でございます。

文化課長

それでは、(2)文化課分についてご説明申し上げます。

喜多方市美術館におきまして3月7日から3月29日に開催を予定しております、現在進めておりますが、このコロナウイルスの感染症に対する注意喚起を行いながら、これについては「故郷の風景展きたかた」であります、開催しているところであります、指定管理者でありますふるさと振興株式会社と十分協議を行いながらこれについては開催をするということの状況でございます。

教育総務課長

続きまして、3番目の各課ということでございますが、教育総

務課から報告させていただきます。

教育委員会所管施設の指定管理者、指定管理者というのはいわゆる施設を管理していただいているところですが、厚生会館や押切川公園体育館などさまざまなところで指定管理者がございまして、この指定管理者や喜多方市体育協会関係機関などに対して、ページ以降にあります喜多方市の基本方針について周知して、市と同じような対応をお願いしているところでございます。

済みません、3ページをご覧くださいと思います。

これが一応基本方針でございまして、本日も朝、本部会議を開催いたしまして、2番目の今後の市主催等のイベントの(2)番目ということで、イベント等については一応令和2年3月末までに開催予定のものを中止や延期ということにしておりましたが、本日も朝、本部会議を開催いたしまして、これを1カ月程度一応延長する予定ということになってございますので、改めてお知らせしたいと思います。

なお、それ以外につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

教育長

それでは、新型コロナウイルス関係について説明があったわけなんです。これらの対応等について委員の皆様方からご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

大森委員

この新型コロナウイルスの関係で、学校のほうが実質もう春休みに入っているということで、新年度は予定どおりというのか、恐らくは入学式は縮小してというような形にはなると思うんですが、本日に一日一日状況が変化する中で、とうとうWHOからパンデミックということで、ただ制御可能なパンデミックというわけのわからない言葉が出て、制御不可能だからパンデミックなのではないかと思うんですが、親の立場からすると、新学期、本当に学校再開できるのかという、多分不安があると思うんです。当然、それに対しては再開できるということを前提に物事を進めているんだろうと思うんですが、教育委員会としては可能な選択肢というのも考慮しなくてはいけなかろうかというふうには考えているのか、どのくらいの選択肢というのか、可能性というのを想定しているのかというのがちょっと知りたかったんです。例えばですけども、ゴールデンウィークまではひょっとしたらこの状態なのかもしれないというところ

までは想定して子供たちの学習とかがおくれないようにこういった配慮を考えているとか、あとは運動不足、ストレスに対するケアについてはこういうふうに考えているというのちょっと知りたいなと。なかなか多分、刻一刻と状況が変化しているので、当然正確にはならないでしょうし、答えづらい部分もあると思うんですけども、わかる範囲で教えていただければと思います。

学校教育課長

本当に先が読めないのも、何とも今ここでということは難しいところではあるんですが、今後、感染の状況などを見ながら、県の教育委員会とも連携を図りながら進めていきたいとは思っておりますが、例えば今ご意見がありましたようにゴールデンウィークまでとかあるいは5月いっぱいとか、そういうことはちょっと今ここでは申し上げられません。できるだけ確に状況判断しながら、連携しながら、状況を見て判断していきたいと考えております。済みません、このような内容しか言えないですけれども。

教育長

今学校教育課長が言った程度しか本当に答えられないんですけれども、ただ、先ほど大森委員からあったように、とにかく4月からは極力通常どおり進めたいなと思うんですが、何せこの状況が状況なので、その辺もやっぱりなるべく早目に判断しないと子供さんも保護者の方もより不安が募るわけなので、その辺は適宜判断しながら、そして情報を発信しながら進めていかなければいけないなと思っていますので。よろしいですか。すみません。

高橋委員

学校がお休みになるということで大変なご苦労を皆さんなさってそういう風に決断されたんだと思うんですが、やはり心配なのは、学校に行けなかった日にちの分の学習を、身につけることを身につけないまま過ぎてしまうという。そのままではいけないんだろうなと思うんですが、学校が休みだった時期がいつまでかちょっとわかりませんが、その時期の埋め合わせのようなことで、例えば夏休みを登校するとか、何か考えていらっしゃるのかなと思いますが、それにしてもいろいろ難しい問題だと思うんですが、これを機会にぜひぜひeラーニングを導入して、これは今回のコロナウイルスだけではなく、例えば学校に行かないでも家でも勉強ができるということが必要なお子さんもいるだろうから、そういう人たちの支援のことも含めて、学校に行っても勉強することもできるけれども、行かないでもできるという方向をちょっと急いで考えてもいいのではないかなと思いましたがけれども、そういった計画はないでしょうか。

学校教育課長

eラーニングというお話が、今新聞なんかでも西会津の取り組

教育長

みなんかも紹介されていて、進んでいるなと思いますが、今のところ来年度予算にはそこまでは計画はできていない状況です。先生方も、臨時休業が決まってから何日かあったので、学習対策としましてはプリントを十分、23日までの分ぐらいは用意したりということで対応はしております。教育委員会としましては子供たちの学力向上は本当に大きな課題の一つでありますので、そのところは、今こういう状況ではありますが、新年度以降何とか取り戻すような方策を考えていきたいと思っております。今ここで、こうしますとはなかなか言えないのは申しわけありません。

本当にこれも西会津の例が、NHKあたりは全国放送にもなりましたが、あそこはもうケーブルテレビが入っているので、もう番組を制作して即全国放映というのが可能ですし、学校だとテレビ会議システムも入っているのですよね。だから、やろうと思えば全国のいろんな学校ともやりとりはできるんですが、なかなかそれは難しいんです。実は技術的にもあれなんですけれども、やろうと思えばできる、そういうシステムも組まれていればいいんですが、ただ喜多方市はそういった現状にはないので、先ほど課長が言ったように、学校側ではできる限りのこと、プリント等もそうですし、定期的な電話等子供の状況を把握したりというのにも依頼しているわけで、やっていると思いますが、このコロナウイルスが早目に終息すればということで、おくれた分を春休みに補充指導をやろうかなんていうこともあったんですが、今の現状では難しい。ただ、終息次第に何らかの形でやっぱりこれまでのおくれとか、まだ学習できていないような部分があれば、その辺を補うような何かそういう対策はとっていかないといけないなとは思っています。かといって、1人タブレット1台あるから家で勉強できるかというところでもないんで、これもまた面倒くさい部分がいっぱいあるものですが、今ネットを見ると、いろんな各社からサービスで授業にかかわるような中身を流していたり、この間も日本昔話云々なんていうのもやっていましたが、ある意味そういったものも駆使しながら子供の手当てをしていかなければいけないなということもあるんですけども。

あともう一つは、やっぱり体力というか、いわゆる子供そのものがエネルギーの塊なので、動かないとやっぱり情緒的にも不安定になる子もいらっしゃるんで、そういった部分で、先ほどの対応の中で、塩川等では児童クラブで支援が不足していて学校から応援も行っているということもあったんですが、それぞれの学校

でもその体育施設等はいわゆる児童クラブあたりに開放できるようにという、そういうことは体制はとっているわけなんですけれども、その辺も気になるところだなと思います。

ほかにございましたらお願いします。

大森委員

ほかというか、高橋委員から出たことにつながる部分なんですけれども、eラーニングのことについて、先ほど教育長のほうから話があったとおり、いろんな、文科省から出ていたりとか、あとは民間の業者ですね。よく最近だとCMでやっているスタサプとかといって学校の授業を、全然違う講師ですけれども、お金を払って受けられるという環境があると思うんですけれども、特に小学生の子供に関して言えば、毎日通っている学校の担任の先生の授業と、あと民間のその講師の方の講義では、やっぱり受けとめ方も違うし、安心感も違うのかなということを考えると、当然来年度の予算には計上できないということなんですけれども、補正予算を組んでもここはICT環境はちゃんとしておいたほうがいい。いいきっかけと言ったら変ですけれども、やっぱり本腰を入れて、学校に万が一行けないときでも、これは別に今回のコロナに限らずですけれども、そういう理由でなくても長期間学校にいろんな理由で行けない児童とか生徒はいるわけですから、その学習の機会を確保するという意味では、やっぱり教育にもっとお金をかけるべきかなと思うので、そこはちょっと私のほうからも言っておきたいなと思います。答弁は要らないです。

教育長

確かに考えていかなければいけない。今がチャンスなのかもしれませんね。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況については、この程度としたいと思います。

以上で報告事項は終わりますが、6番の承認事項のほうに移ります。ここに入る前に、加除訂正等ありましたら。事務局側からありますか。

教育総務課長

以上の加除訂正はございませんので、お願いいたします。

教育長

それでは、承認第2号ということで、県費負担教職員の異動に係る内申についてということです。

【非公開】

教育長 では、特によろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 それでは、承認第2号県費負担教職員の異動に係る内申については、原案のとおり承認することといたします。

 それでは、7番の審議事項に移ります。内容に入ります前に、事務局より加除訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 こちらについて特に加除訂正はございませんけれども、第61号につきましては本日の配付になってしまいまして大変申しわけございませんでした。

 以上でございます。

教育長 でそれでは審議事項に入りまして、議案第60号喜多方市熱塩加納青少年研修センター条例施行規則を廃止する規則についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 7ページをお願いいたします。

 議案第60号喜多方市熱塩加納青少年研修センター条例施行規則を廃止する規則についてでございます。

 提案理由についてでございますが、喜多方市熱塩加納青少年研修センターを廃止するため、この規則を廃止しようとするものでございます。

 附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。

 なお、喜多方市熱塩加納青少年研修センターの条例でございますが、3月17日に市議会において議決となる予定でございますので、条例議決後、条例とあわせましてこの規則を公布する予定でございます。

 以上です。

教育長 ただいま説明がありましたが、この内容等についてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 それでは、特に異議なしということですので、議案第60号は原案のとおり可決することといたします。

 続いて、議案第61号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則についてを取り上げます。事務局より説明をお願いします。

文化課長 それでは、議案第61号についてご説明申し上げますが、次第の

 綴の中ではなく、別に議案第61号としてとじたものをごらんいた

だきたいと思います。資料につきまして、本日の配付となつてしまいましたこと、大変申しわけありませんでした。

議案第61号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。

これにつきましては、11ページにございます横長に規則の新旧対照表も参考として付けておりますので、併せてご覧いただきながらと思います。

今回の提案理由につきましては、この喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正に伴い、伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正するとともに、同伝建地区に関する業務を適切に処理するため、所要の改正をしようとするものであります。

内容についてであります。第4条から説明してまいります。が、現状変更行為の許可の決定等に関する規定であります。第4条におきまして、許可証の交付及びその掲示義務に係ります規定を定めたいとするものであります。

次に、現状変更行為の変更承認に係る規定である第5条におきましても、必要に応じて許可証を交付するものとし、許可証の掲示義務についても第4条の規定を準用したいとするものであります。

次に、現状変更行為に伴う完了等の届け出について規定いたしました第6条につきましては、第3項におきまして検査済み証の交付について規定し、また、是正指導の際の様式を定めたいとするものであります。

次に、第11条といたしまして、伝統的建造物及び環境物件の所有者が変更した際の届け出に関する規定及び第12条といたしまして、伝統的建造物等の滅失、棄損等があった場合の届け出に関する規定について、この2つのものを新たに加えたいとするものであります。

附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

以上です。

教育長

ただいま説明がありましたが、内容等についてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議がないということですので、議案第61号については原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第62号喜多方市勤労青少年ホーム指導員設置規則を廃止する規則についてを申し上げますので、事務局より説明をお願いします。

中央公民館長

私からは議案第62号をご説明申し上げますので、8ページをご覧くださいと思います。

議案第62号喜多方市勤労青少年ホーム指導員設置規則を廃止する規則についてであります。提案理由といたしまして、喜多方市勤労青少年ホーム指導員を設置しないこととしたため、この規則を廃止したいとするものでございます。

喜多方市勤労青少年ホーム指導員設置規則は廃止する。

附則といたしまして、この条例とありますが、規則と訂正いただきたいと思います。この規則は令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

今説明ありました内容について何かご意見、ご質問があったらお願いいたします。

<異議なしの声あり>

教育長

異議がないということでありますので、議案第62号は原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第63号を取り上げます。喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更についてです。事務局より説明をお願いします。

文化課長

それでは、9ページをご覧くださいと思います。

議案第63号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更についてであります。

これにつきましては、昨年11月の定例教育委員会におきまして、市教育委員会から喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会へ諮問いたしました小田付伝統的建造物群保存活用計画の変更につきまして、10ページにありますとおり、同審議会会長より答申がありましたので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づき、同地区保存活用計画について下記のとおり変更したいとするものであります。

内容につきましては、別冊といたしまして、赤字が入っております保存活用計画（案）となっておりますけれども、こちらのほうをご覧くださいながらご説明申し上げたいと思います。赤字になっているものが変更及び追加となっている部分であります。

主な改正、変更点でありますけれども、表題を含めまして第1

章から第6章までについて、保存計画とこれまでなっておりました表現等につきましては、保存活用計画または保存及び活用計画等に変更するなど、文言等の整理をしたいとするものであります。

つぎに、8ページをご覧いただきたいと思います。

8ページの一番下になりますが、4、保存及び活用の方向から、9ページの上段のほうにあります、5、保存及び活用の内容にかへましては、伝建地区におきます活用の方向性とその内容について文言等を追加したりとするものであります。

また、9ページの最後の部分、下の部分になりますけれども、6、推進体制につきましては、新たにこの項目を追加するものでありまして、保存活用の取り組みを推進するため、(1)の庁内体制から、12ページの一番上でありますけれども、審議会等まで、それぞれ組織等につきましてその役割などについて記載したものであります。

次に、15ページをご覧いただきたいと思います。

15ページの真ん中から下の部分になりますが、第7章保存及び活用のための必要な事業計画と表記いたしました。この第7章につきましては、1、地区内建造物等に関する計画から、16ページの一番下になります、4、地域振興・賑わい創出に関する計画まで、小田付伝建地区の保存及び活用のために必要な事業計画について、7章全てで新たに追加したいとするものであります。

以上です。

教育長

ただいま事務局より説明がありましたが、委員の皆様よりご意見、ご質問があったらお願いいたします。

小田付地区は行ったことありますか。1本道を入ると、なかなかあの通り沿いもいいんですけれども、何か明治時代の地割がそのままに残っているんだそうです。建物も古いんですけれども。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議がないということですので、議案第63号につきましては原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第64号を取り上げます。喜多方市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

11ページをお願いいたします。

議案第64号喜多方市社会教育関係団体の認定についてでございます。

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第4条の規定に基づき、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものであります。

団体の名称につきましては、日中友の会でございます。

団体の概要についてご説明申し上げますので、12ページをお願いいたします。

申請月日から事務所の住所までにつきましては、記載のとおりでございます。

活動の目的及び内容等でございますが、活動の目的は会員相互の親睦と連携強化を図り、生活の向上を目指すということと、地域の人との交流を通じて市民の国際理解及び日中友好の促進に貢献するというのが目的でございます。主な活動内容でございますが、市民向けの日本語教室の開催。これは喜多方市民の中で中国の方がいらっしゃいます。その方々を主に対象といたしまして日本語教室を開催しておりまして、年2回から3回開催しております。また、中国語教室の開催。これは一般市民の方を対象に開催しているものでございまして、年1回開催しているというような状況でございました。また、中国と日本の会員の方がお互いの文化を理解し合うために、その話し合いや親睦を深める交流会などを開催しているというふうな状況でございまして、活動場所は主に関柴農協の空きスペースを利用して活動しているというふうなことです。公民館などを活用して開催したいということで、今回申請が上がったものでございます。

会員数でございますが、60名。男女は記載のとおりでございますが、この会員の中で中国からおいでになった方は27名いらっしゃるということでございました。

会費から区分までにつきましては記載のとおりでございます。

意見でございますが、去る2月13日に開催いたしました第5回喜多方市社会教育委員の会議において審議いただきました結果、社会教育関係団体として適当であるとのご意見をいただいたところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

27名もいるんですね。

生涯学習課長

会員の方27名というふうなことで名簿も頂戴しておりますが、

お名前をただただでは中国からおいでになった方かどうかわかりません。ただ、この会の会長さん1名、副会長2名いらっしゃいますが、この3名の方はもう中国からおいでになった方だというようなことでお聞きしております。

教育長 何かございませんか。異議なしということによろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 それでは、異議なしということですので、議案第64号につきましては原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第65号を取り上げます。学校医の解嘱及び委嘱についてであります。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 13ページをご覧ください。

議案第65号学校医の解嘱及び委嘱についてです。

学校保健安全法第23条の規定に基づきまして、学校医を下記のとおり解嘱及び委嘱するものでございます。

解嘱学校医は、第二小学校、森菌先生。学校医委嘱候補者として、第二小学校、藤城先生ということです。これは、森菌先生より退任届の提出に伴い学校医を解嘱するとともに、後任として新たに藤城先生を学校医として委嘱するものでございます。

委嘱日は令和2年4月1日でございます。

よろしく願いいたします。

教育長 ただいま説明がありましたが、このことについてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

これは「とうじょう」でいいんですね、読み方。「ふじしろ」ではないんですね。わかりました、ごめんなさいね。

では、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、議案第65号学校医の解嘱及び委嘱については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第66号を取り上げます。喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてであります。事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第66号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてでございます。

任期満了に伴いまして、新たに喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項に規定に基づき、喜多方市学校開放体育

施設管理指導員を下記のとおり委嘱したいとするものでございます。

指導員の候補者でございますが、施設名、氏名、住所、年齢につきましては記載のとおりで、全員再任の方でございます。

次ページをお願いいたします。

2の指導員の任期でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしたいとするものでございます。

以上です。

教育長 ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

確認ですが、全員再任ということですね。わかりました。

では、よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議が特にないということですので、議案第66号喜多方市学校開放第幾施設管理指導員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第67号を取り上げます。喜多方市スポーツ推進委員の解嘱についてであります。説明をお願いします。

生涯学習課長 16ページをお願いいたします。

議案第67号喜多方市スポーツ推進委員の解嘱についてでございます。

提案理由でございますが、辞任届の提出に伴い、喜多方市スポーツ推進委員を解嘱したいとするものでございます。

去る令和2年2月25日に、年度末をもって辞任したい旨の届け出がありましたので、喜多方市スポーツ推進委員設置規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり解嘱するものでございます。

解嘱委員の氏名、住所、年齢、性別等につきましては記載のとおりでございます。

解嘱日につきましては、令和2年3月31日でございます。

以上です。

教育長 ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということで、議案第67号喜多方市スポーツ推進委員の解嘱については、原案とおり可決することといたします。

す。

続いて、議案第68号を取り上げます。喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。

中央公民館長

私からは、議案第68号をご説明申し上げますので、17ページをご覧くださいと思います。

議案第68号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

提案理由でございますが、18ページをご覧くださいと思いますが、令和2年3月31日に任期満了となるため、新たに委嘱しようとするものでございます。

喜多方市公民館条例第13条第3項の規定に基づき、喜多方市公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱するものでございます。

1、公民館運営審議会委員候補者は表のとおりでございますが、区分、氏名、住所、性別、年齢につきましては、記載のとおりです。なお、再任可新任かにつきましては備考に記載のとおりでございます。

また、任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

質問があります。公民館運営審議会の委員の方々は、具体的にどのようなことを審議するのかなということをお尋ねします。というのも、先ほど公民館事業計画を見せていただいたときに、かなり地区によって内容的に、回数とか時期についてもすごく差があるなということを感じたものですから、この委員の方々はどのようなことまで意見とかそういうものが言えるのか。審議会の時期と回数とあわせて教えていただきたいなと思います。

あともう1点、15番の方は女性だと思います。

中央公民館長

15番の方の性別を間違いました。申しわけございませんでした。

公民館運営審議会は、公民館条例及び公民館条例施行規則に基づきまして選任しております。会議は定例会と臨時会とございますが、基本的には年4回実施しております。事業の計画の承認、あと事業の報告を行うことにつきまして各1回ずつ。あとは研修、または公民館訪問につきまして、一緒に研修を受けながら意見を伺うという内容になっております。会議の中身はそのような

ことになっております。

また、それぞれの地区におきましては、この審議会の委員さんを交えた話し合いの中で、公民館の講座等の意見を求めたりしている各それぞれの地区公民館もございます。

以上のような内容となっております。

荒明委員

わかりました。では、できれば、このような審議会があるわけですから、各地区の公民館事業が余り差がないように、それぞれの地区で充実した活動が図られるように進めていただきたいのと、そのような審議会になっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

教育長

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

公民館運営審議会委員の皆様にはぜひお願いしたいこととして、公民館事業について各地域ごとにこの方たちは選出されているのか私もわからないんですが、理解していただきたいというのと、先ほどこっと話題にしましたけれども、市の方向性についても深く理解をしていただきたいと思います。

研修会があるというお話でしたが、公民館訪問のときに公民館運営審議会の委員の方が一緒にいるというのは、立場が違う人たちの研修なので、私はそれはいけないと思っています。教育事務所の先生方が指導助言でいらっしゃるんですが、公民館の社会教育指導員や館長に対してお話をする内容と、公民館の運営審議員に対して話をする内容は全く別の方向を向いていることになると思います。なので、それを同じ場所ですするというのはおかしいと思っています。前にもちょっと申し上げたことがあるんですが、ただ、研修会の内容は、各公民館の事業内容についてここの公民館はこういうことをやっていますという説明になるので、中身は似たようなものになるんですけれども、そこで出されてくるそれぞれの悩み事やそういったことについては全く別になるので、ぜひぜひそこはちょっと検討していただきたいなと思うので、その運営審議委員の方の研修については公民館の事業を深く理解し、どうすればうまくいくのかみたいな、先ほど私がちょっと申し上げてしまったようなことについても是非是非考えていただきたいと思います。お願いいたします。

教育長

どうですか。

中央公民館長

高橋委員さんのご意見を反映しながら進めてまいります。公民館訪問での内容を聞いていただくことは、私は重要なものではあるかなとは感じております。ただ、教育事務所の先生方の指導

がそこまで運営審議会の委員の方に必要かどうかの判断につきましては今後調整していきたいと思いますが、公民館事業を理解していただくためにはいろんな機会に同席していただければという考えは持っております。

以上です。

教育長

高橋委員、いいんですか。別件でもいいです。

高橋委員

すみません、公民館運営審議会委員の人というのは、私が思うに、公民館がちゃんとやっているかどうかを見て、この事業は要らないんじゃないかとか、ここは見直したほうがいいんじゃないかみたいな、そういったことをもっと深く助言というか、考えを述べてほしい。そう言われたから全部そうしなくてはいけないというのではないんだけれども、そういった意見を言っていたきたいことだと思うので、そういう意味で公民館の社会教育指導員の研修会と一緒にその話を聞くのはちょっと立場が違うかなと思ったので申し上げました。公民館の館長さんや指導員の方たちは地域での悩みとかいろいろなことを抱えて教育事務所の方との研修会に臨むので、そういう意味で申し上げたんですが、そこはお任せいたします。失礼しました。

教育長

趣旨はよくわかると思うので。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。特に異議はございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議は特にないということですので、議案第68号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項は終わります。

続いて協議事項に移りますが、内容に入ります前に、事務局より加除訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらについても加除訂正はございません。ただ、こちらにつきましても本日配付となっていましたので、大変申しわけございませんでした。

教育長

それでは、協議事項12に移ります。喜多方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画における各施設の方向性（案）についてであります。では、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、本日お渡しいたしました、左側上に協議事項12とあるものをご覧いただきたいと存じます。

喜多方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画における各

施設の方向性（案）についてでございます。

市といたしましては、近い将来、過去に整備した多くの公共施設等が改修や建てかえ等の更新時期を迎えるため、公共施設等の状況を把握し、長期的な視点での施設更新や老朽化対策など管理に関する基本的な方針といたしまして、平成29年3月に喜多方市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

なお、この管理計画の期間につきましては、30年間の長期にわたる計画でございます。そして、またその計画に基づきまして、現在、各施設の改修や更新など今後の方向性をまとめるための個別施設計画を策定しているところでございます。

教育委員会所管施設の今後の方向性（案）につきまして下記のとおりとしたいとすることで、今回協議をさせていただきたいとするものでございます。

記以下につきまして、各施設でございますが、施設名、公営施設計画における施設の方向性（案）、理由という順番でございますが、まず小中学校におきましては、適正規模・適正配置の状況を踏まえ検討するということで、現在適正規模・適正配置の基本方針に基づき実施計画を策定中であることから、計画の実施状況を踏まえながら検討したいという方向性でございます。

2番目の厚生会館・中央公民館分館につきましては、複合化に向けた検討ということで、「ひとづくり・交流拠点複合施設」、こちらにつきましては9月の定例会でも説明させていただきました旧県病跡につくる予定をしております複合施設でございます。交流創出・活動施設として各種団体等の活動と交流の場の整備等を検討していることから、複合化に向けて調整してまいります。

次、入田付地区活性化センターでございますが、施設のあり方を検討ということで、こちらにつきましては地域振興につながる施設として利用を図ってまいりましたが、現在、目的に沿った利用はなく、今後も見込めないということから、施設のあり方について検討してまいります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

高郷中学校寄宿舎でございますが、こちらも同じく施設のあり方について検討ということで、こちらも同様の理由として具体的な利用が図られていない状況ということで、今後施設のあり方について検討を進めてまいりたいという方向性でございます。

教育総務課分は以上でございます。

その下でございます。

生涯学習課長

勤労青少年ホームでございますが、複合化に向けた検討でございまして、「ひとづくり・交流拠点複合施設」の整備等を検討していることから、生涯学習施設の機能を持たせるために、複合化に向けて調整をしていくものでございます。

(旧)上三宮公民館、(旧)岩月公民館、そして青少年研修センターの黒岩分園、わらび学園でございますが、これは取り壊しに向けた検討でございます。現在利用がなく、今後も利用予定がないため、取り壊しに向けて検討するものでございます。

次に、その下のカイギウランドたかさとでございますが、現状維持でございます。この施設は、地層や古代の生き物に対する識見を深めることや、学校の授業を補完することができる施設として、また地域住民が健康増進等に活用できる施設として利用されていることから、計画的な維持管理により施設機能を維持するものでございます。

その下の岩月夢想館でございますが、この施設は施設のあり方を検討でございます。施設の老朽化が進行していることから、利用者の安全確保という観点も含め、施設のあり方を検討してまいります。

その下の熱塩加納会館でございますが、現状維持でございます。地域住民の身近な生涯学習の活動の場として利用されていることから、熱塩加納総合支所併設となつてございますが、その耐震化とあわせ、施設整備に向けて検討をしております。

次に、山都開発センターでございます。現状維持でございまして、地域住民の身近な生涯学習活動の場として利用されていることから、老朽化した施設の整備に向けて検討してまいります。

次に、その下、高郷公民館でございますが、現状維持でございます。地域住民の身近な生涯学習の場として利用されていることから、耐震化など施設整備に向けて検討してまいります。

その下の公民館でございますが、松山公民館から駒形地区公民館までにつきましては現状維持で、地域住民の身近な生涯学習活動の場として利用されていることから、計画的な維持管理により施設機能を維持するものでございます。

次、その下からはスポーツ施設に入っております。

磐見体育館でございますが、これは取り壊しに向けた検討でございます。現在利用がなく、今後も利用予定がないため、取り壊しに向けて検討してまいります。

次に、山都テニス・バレーコートでございます。これは施設の

あり方を検討でございます。隣接しているいいで荘がありますが、このいいで荘の今後の施設のあり方の検討とあわせまして、このテニス・バレーコートにつきましても検討を行ってまいります。

その下、市民プールでございますが、これも施設のあり方を検討でございます。学校プールの開放により利活用を図ることや、市民プールを改修して学校授業としても利活用するなど、さまざまな観点から施設のあり方を検討してまいります。

次ページをお願いいたします。

その他のスポーツ施設でございますが、押切川公園体育館から艇庫まで、記載のスポーツ施設は現状維持でございます。これらのスポーツ施設は、スポーツ振興に利用されていることから、計画的な維持管理により施設機能を維持したいとするものでございます。

以上です。

文化課長

その下になります。

美術館でありますけれども、方向性としては現状維持。この美術館につきましては、市民の美術に対する知識及び教養の向上を図るために必要な施設であることから、計画的な維持管理により施設機能を維持していきたいとするものであります。

生涯学習課長

その下、図書館でございます。複合化に向けた検討でございます。この施設につきましても、「ひとづくり・交流拠点複合施設」に他の機能を持つ施設と一体的に整備する方向で検討を進めているところでございます。

文化課長

それでは、図書館の部分で（郷土民俗館）とありますけれども、郷土民俗館関係につきましては私のほうからご説明申し上げます。

5 ページの喜多方プラザ文化センターの1つ上の高郷民俗資料室まで、郷土民俗館につきましては、喜多方市郷土民俗館等運営委員会の意見を踏まえ、方向性を検討してきたところであります。

図書館の部分の（郷土民俗館）、これにつきましては、先ほど来ありますように県病跡地の複合施設等に他の機能を持つ施設と一体的に整備する方向で検討を進めているところでありますが、この複合施設の部分の郷土民俗館については、郷土民俗館そのものを整備しようとするものではなく、複合施設のほうについては郷土民俗展示スペースということで、展示する部分のみの整

備を図りたいという考えでございます。

4 ページの一番下の日中線記念館につきましては現状維持ということでありまして、計画的な維持管理により施設機能を維持してまいりたいと考えているところであります。

5 ページの一番上の飯豊山寄覧所館、これは山都町の川入地区にあります施設でありますけれども、老朽化が進んでいるということもありまして取り壊しに向けた検討をしております、進めているところであります。

山都民俗資料館、これにつきましても同様に取り壊しに向けた検討を進めているところであります。

高郷郷土資料館、これは高郷公民館の隣にある資料館でありまして、方向性としては現状維持ということで、計画的な維持管理により施設機能を維持してまいりたいと考えているところであります。

高郷民俗資料室、これにつきましては高郷町の塩坪集落のところにあります施設でありますけれども、老朽化が進んでいることから、取り壊しに向けた検討を進めているところであります。

中央公民館長

その下、最後になりますが、喜多方プラザ文化センターでございますが、文化センターは現状維持でございます。喜多方プラザは広域的機能を持ち合わせた公共性の高い施設のため、計画的な維持管理により施設機能を維持してまいります。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいま、それぞれの施設等について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問あったらお願いいたします。

荒明委員

質問ですが、5 ページの高郷民俗資料室は老朽化ということで取り壊しに向けて検討しているということですが、中にあるもの、たしか昔の道具とか昔の暮らしを学ぶようなものがたくさんあったかと思うんですが、小学生の3年生、4年生あたりが学ぶのにとっても重要なものがたくさんあると思うんですが、それらはどこに移動するとか、どこで活用するようになるんでしょうか。

文化課長

この高郷民俗資料室には郷土民俗資料を中心に約700点ほど資料が収蔵、展示されておりますけれども、今現在、市内に多数の資料がございますけれども、まだ一括して収蔵するスペースですとか、そういった施設については決まった場所はありませんけれども、今後そういった資料の集約場所については、今後その場所、施設等については検討していきたいと考えております。

教育長 よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）
ほかにございませんでしょうか。

大森委員 3 ページの一番下、市民プールのところの一番右側、学校プールの開放により利活用を図ることや云々かんぬんということで、学校プールの開放により利活用を図るというのは、具体的にどうということなんでしょうか。

生涯学習課長 プールの利用につきましては、各学校においてもそれぞれ学校プールがございますので、市民プールというもののそのあり方の検討の中で、学校プールを一般の市民の方々に開放して、夏休み期間中とか、それで活用するというのも一つのあり方かなということでの記載でございます。またその逆の考え方が、その後段のほうに載っているものでございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
このそれぞれの施設については、やっぱり全体的には老朽化が進んでいるという部分がありますが、今説明があったように、それぞれの施設ごとに先を見通していろいろ計画をつくっているわけですので、それにまた基づいていろいろ改修等も行われると思うんですが、その点も踏まえてよろしくお願いしたいと思います。
では、協議事項12の喜多方市の公共施設等総合管理計画の個別施設計画における各施設の方向性（案）については以上とします。
続いて、その他に移ります。
ちょっと時間が長くなってしまったんですが、最後までやって大丈夫ですか。（「はい」の声あり）
では、その他の（１）で教育長及び各委員からということですが、私からは特にございませんが、委員の皆様から何かありますか。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

教育長 では、（２）の事務局からに入ります。
最初に、令和元年度第２学期喜多方市立小中学校いじめ・不登校の現状についてということで、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 済みません、19ページなんですが、この資料に訂正がありますので、差しかえをお配りさせていただきます。今、お配りした資料のほうで説明申し上げます。大変失礼いたしました。
令和元年度喜多方市小・中学校いじめ・不登校の現状について、これは２学期までになります、いじめの現状については認知件数です。小学校で120件、中学校で14件、内訳はこうになっ

ておりますが、特に多いのが冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというようなものが、特に小学校で多くなっています。その表の下になりますが、いじめの認知におきましてはけんかも認知の対象であることから、冷やかし、からかい、これが多くなっております。それから、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるについても微増傾向にあります。

(2) につきましては経年変化ということで、ご覧いただきますと非常に多くなっているというのがわかると思います。それから、特に今年度は非常に多いということなのですが、これは積極的にいじめの認知が今なされているということで、そのための相談、それから指導等の対応をしているということになります。特に今年度多いんですけれども、学校によっては非常に、どんなことでもいじめとして認知しているという、どんなことでも言ったらあれなんです、例えばふざけていたら「やめな」と強く言われたと、すごく嫌だったと。これもいじめだと。「ちょっと待って」と強く言われたと。こういうのも認知していると。済みません、これはちょっと違う例で、貸してと言わないで筆箱を見られたというようなこともあったので、この辺は学校によってはちょっと温度差もあったかなというところがあります。それから、回数。嫌な思いをさせているような言動が継続しているようだったら問題なんです、それは一、二回がほとんどだったということです。課題としましては、やはり児童生徒の人権意識を醸成していくというようなことが大事なと考えております。

(4) としましては、未然防止のための取り組みということで、以前に教育委員様からご意見などもいただいておりますが、できるだけ状況を把握していくと。アンケート、個別教育相談、そういうものを、それから道徳教育、人権教育、情報モラル教育、そういうものも充実委していくことが大事。それから、情報の共有化。それから、連携、きめ細かな個別指導。それから、学校でつくっております「学校いじめ防止基本方針」、これもつくっただけではなくて、しっかりと全員が共有していくということが大事。

それから、いじめ発生後の取り組みとしましては、迅速な初期対応。それから、保護者への十分な説明、チーム対応、経過観察。それから、声かけ、保護者との継続的な情報交換等。当たり前のことではあるんですが、しっかり取り組んでいく、丁寧な対応をしていく必要があると思います。

今後の取り組みの重点としましては、やはり未然防止策徹底。それから、発生した場合の対応の仕方。それから、いじめ、「学校のいじめ基本方針」の適宜見直し、保護者との連携などが重点として挙げられると思います。

裏をご覧ください。

不登校の状況についてでございます。不登校については、今年度12月までになりますが、表のとおりになりまして、(1)が不登校の児童生徒数、それから(2)につきましては今年度新規でということの児童生徒数になります。

実態としましては、(1)のほうですが、6月、10月に不登校児童生徒が増加する傾向があります。課題としましては、複数年にわたる長期の不登校児童生徒の学校復帰がなかなか進んでいないという状況でございます。対応としましては、連携、それから定期的な家庭訪問であったり、別室登校等促していくということです。

(2)の新規につきましては、10月ごろより新規の不登校、これは欠席数が累積して30日以上になりますので、10月ぐらいから出てくるということが言えると思います。対応としましては、個別相談等、それから本人、保護者との連絡を小まめにとっていくということでございます。

(3)につきましては、令和元年度不登校児童生徒に関する定期調査、これは県教育委員会の調査で本市の分を出したものでございます。経年変化としましては、本市においても福島県の傾向と同様、不登校児童生徒の増加が進んで歯どめがかからない状態であるということで、なかなかこれが課題として大きなものがあると思います。

今後の取り組みの重点としましては、個別の支援計画、これは平成29年に県教委のほうで出されたものがあります。チームで切れ目のない支援を続けていくということで、こういう支援計画にのっとってチームで対応していくと。それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携。済みません、このとは間違っていました。それから、自己肯定感、本市の教育の重点の一つでもあります。自己肯定感を高めていくというようなことも大事。授業、その他におきまして一人一人のよさを実感できるような取り組みをしていくということでございます。それから、常日ごろから保護者との情報交換、家庭訪問、信頼関係をつくっていくと。それから、個別の支援計画の活用になります。

それから、来年度になりますが、喜多方フリースクール、居場所づくりということで、そういうのを予算に計上して、不登校児童生徒への対応ということで市として取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

教育長

今、いじめと不登校の現状等について説明がありましたが、何かご質問等あればお願いいたします。

遠藤委員

喜多方フリースクールの内容について具体的に教えていただきたいと思います。

学校教育課長

子供たちの学校への復帰、居場所づくりとしまして、喜多方プラザの中央公民館の1室をお借りして、今現在、県の事業としてそういう取り組みをしているところなのですが、市として独自にそういう居場所として提供して、退職の校長先生とか元教員の先生であるとか、そういう方々から支援員として入っていただいて、受け皿づくりということを考えております。週2日、毎日ではないんですが、週2日そのところを、曜日を決めて、子供たちが、学校にはなかなか行けないんだけど、そういうところなら来られるというような環境をつくっていきたいと考えているところでございます。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

市としての新たな取り組みで、民間のものでレンガでやっているとかあるんですが、それらと競い合うわけでも何でもないで、協力しながら同じく進めればよいなと思っています。

ほかにございますでしょうか。

荒明委員

いじめの認知件数の経年変化を見て、今年はR元年、昨年に比べると倍にふえているというのは、やはり深刻に受けとめなければいけないんじゃないかなと思います。調査の仕方によって温度差があるようだというお話でしたが、1回2回のものもいじめに当たるというようなことで子供たちが書いている部分があるかもしれませんが、軽いもの、深刻なもの、それは大人の立場から見ればそういうふうにあるかもしれませんが、子供たち一人一人にとってはやはり深刻な数字なのではないのかなと思います。昨日、5年生の女の子が9月に自殺したというものも最近あるので、この数字をやはり重く受けとめて対応していかなければいけないんじゃないかなと私は思いました。

それで2つ質問があるんですが、この127件という件数なんですが、これは喜多方市の小学校の合計の件数ですよね。というこ

とで、全体的にいじめの認知件数というか、これが増えているのか、それとも特定のというか、ある程度一部の学校とか学級に多く出ているのか。それは集計している教育委員会のほうで把握されていると思うんですが、全体的に増えているとなれば、やっぱり全体に指導が必要になってくるし、一部であれば集中的にやる必要が出てくると思うので、その点について1件。

それから、2つ目は、この増化した、2学期までこのように増加したということに対して現在指導して解消されているのか。今の時点でこういう気持ちであった子供たちがどうなっているのかというのが一番私が心配なところなので、この2学期までのアンケートの結果を生かして、各学校は対応して、それは解消されているのかというところをお願いします。

学校教育課長

まず、ご指摘ありました、決して些細なことと捉えてはおりません。子供たちのやっぱりこれは心の叫びというところもあると思いますので、そこは大事に受けとめていきたいと思います。

件数が今年度大分増えたということで、これはやはり各学校、やはりいじめの認知についてかなり、ここにも説明しておりますが、敏感にきめ細かく対応している結果でありまして、どの学校もやはり増えているところでございます。ただ、学校によって、先ほども申し上げましたが、こういう内容のことも入れているところもあれば、そこは入れていないような学校もあったりということではございます。全体としては増えているということでもあります。

あと、その後のことではございますが、深刻な事態に発展しているというケースはございません。ただ、子供たちの心の中で本当にすっきり解決しているのかというところまではちょっと把握できていないところはあるんですが、その後継続しているとか、深刻な事態に陥っているとかという報告は聞いておりませんので、学校で指導をしっかりしていただいているものと考えております。

教育長

いわゆるいじめがもうなくなっているとか、数としては上がってきているんだけど、それがもう解消されているとか、わかる範囲で構わないので教えてください。

学校教育課長

そうですね、それについても学校ごとに細かく出していただいておりますが、一応解決ということで、それがあとは指導中というものもありますが、深く重大な方向に行っているとかということにはなっておりません。解決またあるいは指導中ということ

で、各学校からは上がっております。大体は解決ということが多くなっています。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

是非とも子供たちのそういう叫びというか、悩みがあった時点でその都度解消できるように、学校への指導をお願いしたいと思います。

荒明委員

次に、今後の取り組みというようなことでよろしいでしょうか。

いつも未然防止とか発生後の対応とかいろいろご指導はされているかと思うんですが、私個人的に思うのは、やはり学級経営者である教員一人一人の意識の問題がすごく大きいかなと思うんです。普通、学級を受け持ったときに、目の前の子供たちの実態を見て、どういう子供たちに、あるいはどういう学級に育てていくかということを、普通は学級経営とかそういうものに立てて、子供たちと一緒にこういう学級にしていこうねと目標を立てたりするんです。でも何か、私も長いこと30年以上教員やってきて、やはり幾ら若い人に学級づくり、最初の3日間とかすごく大事だよと言って一応教えるようなことも、アドバイスするようなこともあったんですが、やはり一人一人すごく温度差がありまして、なかなか学級目標らしい目に見える形でつくれなくて、いつの間にか学級がばらばらになってしまうという、やはりそれはあったんです。ですから、やはり教員一人一人の意識を変えていくというか、育てていく、そういうことがこれからは第一になってくると思うので、特に職員みんなが一枚岩になってという、そういうことのためには、まずトップに立っている学校のリーダーである管理職の校長先生とか教頭先生とか、まず、教室を見て歩けば学級の経営状況というのは大体わかるんです。ですから、もう少し管理職の方々に危機意識を持ってもらって、口で言えばできるだろうではなく、やはり教員を育てていくような、そういう意識を持って学校経営に当たってほしいというようなことも教育委員会からぜひ言ってほしいなと思います。

以上です。

学校教育課長

ご意見ありがとうございます。確かに温度差というか、教員による差というのがあると思います。やはり喜多方市の学校教育の一つ大きな目標としまして、教員の資質・能力の向上というものも掲げております。

また、今年度から、普通、学校訪問で授業を見てというのを今

までやってきたんですが、学力生徒指導訪問というのもし始めました。まだなかなかニーズはないところではございますが、来年度はもっともっとこちらから積極的に、例えばこのいじめの報告なんかも上がってきますので、こういうところなんかは積極的に訪問して、生徒指導面での指導・助言なんかもしていきたいと考えております。ありがとうございます。

高橋委員

先ほどいただいたほうの資料の裏側の（３）の不登校児童生徒に関する定期調査のところで、中学校について考えているんですが、不登校状況、引きこもりの方が16人と書いてありまして、フリースクールに行っている子は1人、別室登校12人とあるので、先ほどのフリースクールを新年度からやっていきたいというのは大変いいことだと思うんですけども、フリースクールに行けるまでが大変なんだと思うんですね。なので、別室登校だと12人というのもあるので、そういった方法や、あるいは一番最後のところの学習機会の確保状況のところで教員等と書いてあります。17人。これはどういうふうに先生方が学習機会をつくってくれているのかちょっとわかりませんが、こういったこともやはりどんどん進めていって、私、前にも言ったんですけども、学校に行かなくても自分の生きる道を自分で探せるような人に育ててほしいと。学校に行かなかったら、もう俺人生終わりだわという、そういうものじゃないんだというところを是非是非。それを学校の先生方に言うのはちょっと申し訳ないんですけども、別に小学校や中学校の数年間行かなかったからといって、長い人生100年の中で、それはそれで後になっていい経験だったと言えるようになればいいわけだから、今苦しいけれども大丈夫だみたいな、そういった取り組みは何とかならないかなと。教育委員会だけで問題だと考えていると、どうしても何とかしてこの数字を減らさなくてはと思ってしまうけれども、やっぱりそこはもう少しゆとりを持って考えて、来なきゃ来ないで人間として1人でやっていけるように育てばいいというくらいの感じで何か考えてほしいなと思うんですね。

ちょっと話が前後しますが、学習機会が足りないというのはやっぱりその子の将来にとって痛手になってしまうので、先ほど大森さんも言っていたけれども、ICTを活用して学校に行かなくても勉強ができる方法を少し強化するべきかなと。そういったことで、絶対学校に行かなかったらもうだめだわと思わないということだけで少し気持ちが楽になってくるので、自分で

選択できる、学校に行くことができないけれども人生を自分で決められるという方向で考えたいなど。それは保護者にも子供たちにもそういうことをちょっと言ってあげたいなと思っているんですけれども、どうでしょうか。

前にも申し上げましたけれども、私が一番心配しているのは、この中学校を卒業してから、引きこもっている子たちは進学をせずにそのまま引きこもりの状態を続けていると、ほかの悩み、精神的な病気など重なってきて自殺に追い込まれるという統計もあり、福島県の20代以下の自殺者というのは全国的に見ても物すごく多いので、今のところ喜多方市でも何件か高校生以上になって20代以下の方で亡くなる方はいらっしゃると思うんですが、たまたま小学校、中学校で自殺者が出ていないかもしれないけれども、それはだから喜多方は大丈夫ということではないので、やはりそこまで、高校生、その先まで見越した支援というのを考えてほしいと思います。

以上です。

教育長

いえ、大丈夫ですよ。

本当に学校サイドを考えるといろんな手だてを講じているのね。いじめについてもそうです。不登校についてもそうだし、時には人を変え、場所を変え、時間を変え、夜遅くというのもありますし、そういうことも先生方はいろいろやっているんだけれども、でもやっぱりそういうふうにかかわっていくことが一つは大切なんだろうと。とにかく切らない。常にその子とかかわっていく、その家庭とかかわっていくというのが大切なんだろうと思うんですが、今言ったように学校に行かなくても例えば勉強ができるという環境なんかは、言葉の使い方かもしれないけれども、なかなか難しいんだけど、確かにICTなんかを利用して、いわゆる自学自習できるような環境はこれからどんどん整えていかなければいけないなとは思っていますね。だから本当に、あと社会の体制そのものもいろいろ考えていってほしい部分もあるし、考えなければいけない部分もあるんですが、そういった意味で、別な角度から、今実践しているモデル校であるコミュニティースクールというのは、学校だけでなく、学校と保護者と地域がともに子供たち成長を助けようよと。別な言い方をすると、全部責任あるんだぞと。そこなんです。俺は責任ないという考え方はだめなの。だから、そこをきっちり育てていかなければいけない。だから、コミュニティースクールはまだ2校しか実施し

ていませんが、来年度から少しふえますけれども、その辺はきち
っと押さえながらやっていかなければいけないし、その辺を押さ
えていけば、今までよりもというか、昔ながらの地域が子供を育
てるという雰囲気が少しずつ醸し出されてくるかなと。それに影
響されてというか、いじめ、そして不登校の数が減っていけばな
おいいななんていうふうにも思っているんですが、そんなような
ことで何も答えにも何もなりませんけれども、やっぱりそれぞれ
が責任を持ってやっていかなければいけない時代でもあります
ので、その辺のところも自覚が大切だなと。ただ、本当に学校は、
いじめにしろ不登校にしろ、いろんな対応で本当に大変だなと改
めて思う部分がありますね。ただ大変だだけではしょうがない
んですが、だから子供をこうしていきたいという願いを持って対
応していくんだらうと思いますが、その辺も温かく見守ってい
ただければなとも思っています。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、最初のいじめ・不登校についてはこれで終わります
が、公民館職員の会計年度任用職員制度への移行についてという
ことで、中央公民館長からよろしいですか。

中央公民館長

私からは、21ページをお開きいただきたいと思います。

公民館職員の会計年度任用職員制度への移行についてご説明
申し上げたいと思います。

地方公共団体の行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的か
つ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一
部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されました。

これを踏まえまして、本市におきましても会計年度任用職員制
度を導入することに伴い、特別職非常勤職員である公民館職員に
ついては、地方公務員法の改正による厳格化に伴い、下記のと
おり会計年度任用職員へ移行いたします。

1 といまして、特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ
移行するものといまして、公民館長と社会教育指導員になり
ます。

2 の任用・勤務条件等についてであります。まず身分は一般
職になります。任期は1会計年度以内。採用方法は、原則として
公募とし、ハローワークを通じて募集し、面接等により選考いた
します。再度の任用は2回までで、公募にはよらず面接や勤務実
態に基づき再任用は可能といまして。

(4)の勤務条件でございますが、まずアの公民館長。勤務時間は今までどおりの週4日の6時間。給料ですが、月額給料で、公民館長一律になります。手当といたしまして、新たに時間外勤務及び休日勤務に係る報酬が出ます。あと、報酬と期末手当。通勤手当である費用弁償は今までどおりでございます。社会保険等につきましても今までどおりとなっております。

次に、イの社会教育指導員でございますが、勤務時間が今まで週4日7時間15分勤務であったものが、週5日7時間となります。給料ですが、月額給料で、年齢でこれは変わってまいります。手当ですが、通勤手当である費用弁償は今までどおりですが、そのほかに館長と同様、時間外勤務及び休日勤務に係る報酬と期末手当が出ます。社会保険等につきましては今までどおりとなっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

今ほど説明があった内容について、何かご意見、ご質問ありますか。

荒明委員

質問です。(4)のイ、社会教育指導員の給料(報酬)のところで、月額給料が年齢で区分と書いてあるんですが、これはちょっとよくわからないんですが、例えば社会教育指導員としての経験が、これは1年ごととかそういうふうに区切られていくのかもしれませんが、こういう経験が数多くというか、何年もあったとしても、年齢が若ければ低いとか、そういうことなのかなと思って。年齢で区分というのは具体的に年齢が高ければ高いとかそういうことなんでしょうか。

中央公民館長

社会教育指導員につきましては会計年度任用職員制度に移行するんですが、この会計年度任用職員につきましては、これは一般事務に該当しますが、基本的に同じなんですけれども、年齢区分といたしましては18歳から1歳ずつ上がりまして30歳以上というふうに、1歳ずつ報酬が変わってまいりますので、経験年数ではなくて年齢に応じた金額となっております。30歳以上は一律の金額になります。

荒明委員

若い人がかわいそうだなと思ったものですから、聞いてみました。

教育長

よろしいですか。(「はい、すみません」の声あり)

高橋委員

すみません、社会教育指導員の話になると黙っていられなくなってしまって申しわけありません。

その採用方法ですが、原則として公募はいいんですが、先日試

験があったようですけれども、再度の任用は2回までは公募によらず面接や勤務実績に基づくというので、やっぱり3回目になると、3年目になるとまた試験があるということですか。

中央公民館長

この説明、3年間はそのまま引き続きということで、3年を終了いたしますと、また公募によりハローワークを通じて募集することになります。3年ごとの繰り返しということになります。同じ方がまた応募されても問題はございません。

以上です。

高橋委員

よくわかりました。ありがとうございます。

社会教育指導員というのは、私が思うにやはり地域とのつながりというか、それと社会教育の実践というのは恐らく大学や何かで資格を持った人というのも少ないと思うので、やっぱり地域に密着して教えてもらって成長していくものではないかと思うので、ここを3年たったら基本的に「はい、さようなら」というのでは、ちょっとこれはどうかなと。やっと地域の人と仲良しになって、顔もわかり、地域の実情もわかったところで、もちろん異動もあるんだけど、というのは、ちょっとそれこそ人づくりになっていないのではないかなと。ちょっとそんな気がするので、面接と作文の試験はあってもいいけれども、ここで例えばそれをクリアして、例えば、先ほど荒明さんもおっしゃいましたが、経験年数もそこに少しプラスして、2回目の試験をくぐり抜けてまたやってくれるという奇特な方にはちょっとお給料を上げるぐらいの、そういったものはあってもいいかなとちょっと思います。

以上です。

教育長

これは意見ということでよろしいですか。

中央公民館長

意見は意見として承りますが、これは制度なので、プラスアルファの報酬は出ないということを、済みませんが説明させていただきます。

高橋委員

よくわかりました。済みません。

それと、先日その試験があったということをちらっと聞いてるんですが、募集定員何人ぐらいに対してどのぐらい応募する方がいたんでしょうか。

中央公民館長

社会教育指導員の定員は、31名の応募のところ、32名募集がありました。

教育長

31名必要なのに、32名の応募があったんでしょ。

中央公民館長

すみません、ぐちゃぐちゃになりました。

教育長
中央公民館長
教育長

1名オーバーしたんでしょ。

1名オーバーしたので、原則1名が不採用となります。

ということです。よろしいですか。

1会計年度以内の採用というか、会計年度なので、基本は1年なんですね。ただ、その中の、内規ではないですが、規定の中で本人の希望があれば継続してと、それも実績も認めた上でというふうになるんですが、3年というふうになっていくわけです。

よろしいですか。

では、ほかにないですね。大丈夫ですね。

<なしの声あり>

教育長

では、次に進みます。

喜多方市立小中学校適正規模・適正配置の実施計画（案）の作成作業の進捗状況についてということで。

学校教育課長

資料はございません。口頭でご説明申し上げます。

進捗状況についてでございますが、昨年10月に喜多方市立小中学校適正規模・適正配置基本方針が決定されました。その基本方針の適正規模・適正配置の基本的な考え方にお示ししました、学級や学年に相応の児童生徒数が確保され、きめ細かな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような学校規模を理想としつつもですが、配慮事項を重視して、今取り組んでおります。

配慮事項として掲げましたのは、児童生徒の通学に要する時間や距離、それから地域活動との関連性であります。この資料を今作成しているところで、特に今は通学に要する時間・距離について検討しているところでございます。地域ごとに、現在児童生徒がいる・いないにかかわらず、各集落や各地区からの通学距離、通学時間をもとに、通学可能な範囲はどのぐらいになるか、今調べているところでございます。1つの学校、どのぐらいのエリアになるかと。それが幾つかのパターンが今出てきております。場合によっては通学に要する時間が長くなりまして児童生徒の負担が大きくなるので、現状維持のほうがよいのか、こういうことも含めて幾つもの想定パターンをつくって検討しているところでございます。

今そのところなんです。今後、さらに地域活動と学区との関係性、公民館行事や行政区と学区との関係性について現状を踏まえ、行政区と学区とのずれはないか、整合することはできないかとか、そういうところをこれから検討していくところでございます。

さらに、学校配置案、複数案、今、いろんなパターンを考えているところですが、複数案想定して今後検討して、こういうパターンであればこの地域にこの学校とか、これはもちろん、先ほど申しましたが、現状維持の場合も出てくるかもしれません。そういうところを含めて、今、ちょっと時間がかかっているところですが、検討しているところですが、

以上でございます。

教育長

今、適正規模・適正配置の進捗状況について話があったんですが、これについて何かございましたら。

高橋委員

今、相当ご苦労されながらいろいろ考えられていると思うんですが、先ほどコミュニティースクールがふえるというお話をちらっとお伺いしたんですが、そのことについてもし詳しくお伺いできるのであればお話しいただきたいということと、あとそのコミュニティースクールに移行していくことが適正規模・適正配置のことに少し先手をとっているような形になっていくのかどうかについてちょっと教えてください。

学校教育課長

コミュニティースクールにつきましては、今年度はモデル校2校ということでスタートしております。来年度はさらに5校にふえて取り組んでまいります。適正規模・適正配置の検討とは別に、今これは地域と歩む学校づくりということで、大事な学校づくりと考えておりまして、これはこれで進めているところでございます。

教育長

学校の適正規模・適正配置は、いつも話していますように、統合ありきではないです。先ほど課長から話したように、通学距離とか時間とかも細やかに算出して、どの程度だと負荷がかからない学校かなという部分とか、あと、地域のやっぱり活動、地域への配慮というか、それも必要になってきますので、そういうのも加味した中で、やっぱり学校のよりよいあり方があると思うので、そういった中で、地域の活動という部分ではやっぱりコミュニティースクールの部分も影響はあるだろうとは思いますが、だから、そういった部分も含めた中で、さらに検討していくということでもあります。なかなかこれから作業は本当はかなり厳しいものもありますが、なるべく早目に策定していきたいなとは思っているんですが。

よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、その他については以上で終わりたいと思います。

生涯学習課長
教育長

それでは、10番の連絡事項に移ります。

追加で1件だけご報告をさせていただきたいと思います。

お手元に聖火リレーのチラシがあると思います。入ってない。
こっち入ってないんだ。

生涯学習課長

大変失礼しました。その前に、文字の誤りが1カ所ありました。
すみません、おわびして訂正させていただきたいと思います。

議案第60号、7ページでございます。記載の中で、附則の部分
でございますが、「この条例は令和2年4月1日から」となっ
てございますが、「この規則は」の誤りでございました。大変申し
わけございませんでした。「この規則は」に訂正いただきたいと
思います。

それではお手元に、申し上げました聖火リレーのチラシについ
てご報告申し上げます。

このチラシでございますが、本日、各行政区長さんのほうお配
りさせていただきまして、数日のうちには全戸配付となるチラシ
でございます。聖火リレーの駐車場や交通規制のお知らせという
ことで、裏面をご覧くださいと思います。

聖火リレーのルートと、あと出発時間が書いてございます。小
田付通りを17時03分に聖火リレーが出発いたしまして、喜多方プ
ラザ南側駐車場の南西角にゴールというようなことで、ゴール予
定は17時33分、赤いルートでございます。

また、緑色やオレンジ色、そして水色のところが交通規制とな
ります。交通規制の時間につきましては記載のとおりでございま
すが、聖火リレーとともに車両が隊列を組んで動きます。これが
ブロック1からブロック3ということで、3つのブロックに分か
れて隊列が組まれて、聖火リレーが通行します。ブロック1がパ
ートナー車両ということで、これはスポンサー車両の隊列でござ
いますが、16時39分に小田付通りから出発いたします。約350メ
ーターでございます。次に、ブロック2が16時59分に小田付通り
をスタートいたしまして、これはパートナー車両やスタッフバス
などでございます。隊列は200メートル。そして、ブロック3。
ここに聖火ランナーがおります。17時03分にこのブロック3の隊
列が小田付通りを出発いたしまして喜多方プラザに向かうとい
うことで、全長は750メートルの隊列になるというようなことで
ございます。

この聖火リレー通りますが、なおここから先、記載がございま
せんが報告申し上げます。新型コロナウイルスの関係でございま

す。国のオリンピック・パラリンピックの組織委員会では、この聖火リレーそのものは現在実施する方向で進めてございまして、そのメンバーなども順次発表されているところでございます。しかし、新聞報道にもございましたように、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、Jビレッジで開催予定の聖火リレーの出発式を無観客で行うことが検討されているというようなことでもございまして、聖火リレー実施の1週間前に新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応を公表するというようなことで国のほうで予定しているということでございます。この国の組織委員会の公表を踏まえまして、県におきましては、サポートランナーと言いまして、喜多方市の場合には最終のランナーの後ろに20名の小学生のサポートランナーが走るというようなことで計画してございますが、このサポートランナーなどの実施の有無などを県のほうで検討して発表するということになりまして、これを踏まえまして、本市独自の聖火リレーの盛り上げの取り組みにつきましても対応を早急に行うということになる状況でございます。このことから、現在は国や県の動向を注視している状況でございまして、これの発表を待って早急に対応したいとするものでございます。

以上、報告申し上げます。

教育長

この件については以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

では、連絡事項に移ります。令和2年度教育委員会会議の開催日程（案）について。

教育総務課長

それでは、令和2年度の教育委員会定例会・臨時会の開催予定並びに研修会等の日程につきまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、令和2年度の教育委員会定例会・臨時会の予定でございますが、基本的には毎月第2木曜日というのは、これは変わりません。6月、9月、12月、3月につきましては、市議会のほうの議会がございまして、定例の第2木曜日ではないものにさせていただきます。今年度はいつも定例会が終わってすぐ、翌週の月曜日に開催させていただいておりましたが、議案を集めるのになかなか苦労いたしますので、ちょっと期間に余裕をとらせていただきまして、全て木曜日に設定させていただきたいと考えてございます。8月につきましては、8月第2が13日ということで、お盆になりますので、ここは第1木曜日とさせていただきます。

と思います。

あと、済みません、訂正をお願いしたいのは、2月の定例会、2月11日木曜日とさせていただいておりますが、この日は祝日となっておりますので、前日の2月10日水曜日に訂正をお願いしたいと存じます。

ということで、このような日程で進めさせていただきたいと考えてございますけれども、なおこの日は都合が悪いとかございましたら、もしあれでしたら3月臨時会を30日に予定しておりますので、それまでにご報告いただければ変更したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、その下につきましては、教育長、教育委員さん全てを含めた研修会等、今現時点でわかるような内容につきましてここに記載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

最後に、次回の3月30日の臨時会なんですけれども、予定としては4時半からということでご案内させていただいておりますけれども、きょうご案内させていただきましたように3時から教職員の離任式が中止になりましたので、もしよろしければ時間を早めさせていただきまして、3時から臨時会を、教職員の離任式と同じ時間からもう臨時会を開催させていただきたいと思うんですけれども、皆様、ご都合はいかがでしょうか。

教育長
教育総務課長

大丈夫ですか。（「はい」の声あり）大丈夫です。

済みません、では、3月30日の臨時会は午後3時からということでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

今、逆からになりますが、3月30日の臨時会は時間3時からということでお願いします。

あと、さきに説明があった日程等について何かございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、日程等についてはこの紙面のとおりよろしくお願いいたします。

最後になりますが、何かありましたら。

高橋委員

すみません、さっきの聖火リレーの件なんですけれども、区長さんを通じて配付したとおっしゃったんですか。（「これからです」の声あり）これから。もしできれば、コロナウイルスの影響でお客さんを呼ばないかもしれないみたいな、ちょっと何かつけ

るかしておかないとみんな来てしまいますよねと思うんですね。

教育長

そこがやっぱり決定待たないとこちらも動けないので、だから予想で動いてしまうととんでもないことになってしまいますので、だから先ほどあったように1週間前に決定というのがあるんですが、だから市としては非常に困って、もう間近の間近なので、ただそういうことはありますので。

高橋委員

これを見たらもう絶対行く気になっちゃうので。

生涯学習課長

ご指摘いただいたことでございますが、このチラシでございますが、既に区長さんのお手元のほうに届いているものでございます。なおかつ、これは国の組織委員会において全て承諾をいただいて出しているもので、その許可がなければ出せないというようなチラシになってございます。

なお、コロナウイルスの感染拡大防止の関係の周知でございますが、国の発表が1週間前ということもございますので、この対応につきましては新聞やホームページなどマスコミを使ってお知らせしていきたいと考えてございます。

高橋委員

多分、これを私が見たら市役所にすぐ電話すると思います。

やるのかって。

以上です。

教育長

いいですか。

この聖火リレーについては、今言ったように紙面上でも何でもそうですが非常に厳しい制約があって、この間NHKでもやっていましたが、復興五輪と言って自分の町を宣伝しようを思っただけで横断幕をつくったんだけど、それは宣伝行為だからだめだと。そういうことまで厳しい。許可がないと全てだめなので、そういう制約も厳しいということも。

ほかにございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、本当に長い時間申し訳ございませんでした。これを持ちまして、令和2年の3月教育委員会定例会を閉じたいと思います。

閉会の時刻ですが、午後4時30分ということでよろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後4時30分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐